

米国：対中追加関税に関する続報3

－自転車関連製品について－

米国による対中追加関税については、まず2019年5月に以下のとおり報告した。

http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20190520.pdf

その後2019年10月に続報として以下の報告を行った。

http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20191017.pdf

更にその後2020年1月に続報2として以下の報告を行った。

http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20200124.pdf

この程、更にいくつか新たな動きが発生したので追補しておきたい。

追加関税の適用除外について

既報の通り、米国通商代表部では適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品目を適宜発表している。自転車関連では第三次として広く課税されているが、1月の続報2で報告した後に更に次の7つの追加関税適用除外が認められた。これら7つとも2018年9月24日に遡り2020年8月7日まで適用除外となる。

(1)前後の車輪径が63.5cmを超えるその他の自転車(8712.00.3500)の中で、フィックスギア、コースターブレーキ付きのもの。

・参考：米国官報2020年2月5日付(10ページ目の88)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_January_31.pdf

(2)前後の車輪径が63.5cmを超えるその他の自転車(8712.00.3500)の中で、3速以下、コースターブレーキ付きのもの。

・参考：米国官報2020年2月5日付(10ページ目の89)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_January_31.pdf

(3)その他の自転車(8712.00.4800)の中で、ドロップバーハンドル、チューブレスタイヤ、折り畳み式のもの(マウンテンバイクタイプを含む)。

・参考：米国官報2020年3月26日付(15ページ目の160)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_March_20_2020.pdf

(4)ロードバイク(8712.00.2500)の中で、マルチスピードのもの。

・参考：米国官報2020年4月24日付(10ページ目の88)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_April_2020.pdf

(5)その他の自転車(8712.00.4800)の中で、前後の車輪径がともに25cmを超え70cmを超えないアルミホイール製のもので\$45以下のもの。

・参考：米国官報2020年4月24日付(10ページ目の89)

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_April_2020.pdf

(6)自転車用リム(8714.92.1000)の中で、直径が30cm以上75cmを超えないもの。

- ・参考：米国官報 2020 年 4 月 24 日付(10 ページ目の 90)
https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_April_2020.pdf

(7)自転車用リム(8714.92.1000)の中で、アルミ製、直径が 451mm 以上 622mm を超えないもの。

- ・参考：米国官報 2020 年 4 月 24 日付(10 ページ目の 91)
https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_April_2020.pdf

適用除外は、除外申請を行った企業からの申請に基づき対象製品が絞りこまれるため、狭い範囲で認められる場合が多いようである。また今回(4)が適用除外となったため、既に 2019 年 9 月 20 日付けで適用除外となったシングルスピードのものと併せ 8712.00.2500 は全て適用除外となったようである。なお(7)は(6)に包含されると思われるが、米国官報記載内容に従った。

また適用除外が認められた製品を除き、従来通りの追加関税賦課が継続される。

以 上